

平成29年3月22日

長野県知事
長野県総務部長 様

下諏訪町議会議長 中村 奎 司

子ども・障がい者等の医療費窓口無料化の実現を求める意見書

今日、子どもを抱える若い世代、ひとり親世帯、障がい者やその家族などは、経済的心配をせず、安心して医療を受けられる福祉医療給付制度の改善を願っています。

下諏訪町においても、子育てにかかる経済的負担への支援策として、子どもの福祉医療費給付制度の対象年齢が高校卒業まで拡大されて、子育て中の世帯などは負担が減り、大変喜ばれています。

しかしながら、現制度では、いったん窓口で医療費を支払い、数か月後に口座に振り込まれる自動給付方式となっています。

全国的には既に、子どもの福祉医療費では41都道府県、障がい者の福祉医療費では32都道府県において窓口無料（現物給付）が実施されています。

厚生労働省は昨年12月、平成30年度から地方自治体が行う子どもの医療費の窓口無料化に伴う国民健康保険国庫負担金の減額調整措置（ペナルティ）を未就学児までを対象として廃止する方針を打ち出しました。それを受け長野県知事が「子どもの医療費の現物支給化検討」を表明したことに歓迎の声が上がっています。

よって長野県におかれましては、子育て世代の経済的負担の軽減や疾病に苦しむ子ども及び障がい者等がより受診しやすい体制となるよう、市町村等関係機関と調整を図りながら、下記の事項の早期実現等を強く要望します。

記

- 1 子ども・障がい者の医療費の窓口無料化を早期に実現するとともに、その対象年齢については未就学児にとどまらず、県による市町村への財政支援を担保したうえで拡大を図ること。
- 2 制度のあり方を検討する場に、子どもの親や障がい者などの当事者を参加させること。
- 3 県として国に対して福祉医療給付の窓口無料化に伴う国民健康保険国庫負担金の減額措置の廃止を引き続き求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。